建設工事に関する入札・契約制度の改善について

【3の入札ボンド以外:平成18年10月1日以降の入札公告等を行う工事から施行】

【3の入札ボンド: 平成18年11月以降から施行】

1 総合評価方式(標準型・高度型)を導入する。(H18.10.1~)

現行 総合評価落札方式「簡易型」を実施している。

改正総合評価落札方式「標準型」「高度型」を導入する。

「簡易型」 (H18.4.1~導入)

適用工事:予定価格が1千万円以上の工事で、技術レベルがそれほど高くない工事。

評価項目:同種工事の実績、配置技術者の経験、地域貢献や簡易な施行計画

落札者の決定方法:次式による評価値が最も高い者を落札者とする 加算方式:評価値(100点)=価格評点(80)+技術評点(20)

「標準型」 (H18.10.1~導入)

適用工事:予定価格が概ね3億円以上の工事で、技術レベルが高く、高度な技術力を審査・評価す

る必要のある工事。ただし、3億円未満の工事であっても、発注者が必要と認めた場合

は適用することができる。

評価項目:同種工事の実績、配置技術者の経験、地域貢献の他、工事目的物の性能・耐久性、公害

防止対策・リサイクルの推進等

落札者の決定方法:次式による評価値が最も高い者を落札者とする。 加算方式:評価値(100点)=価格評点(70)+技術評点(30)

「高度型」 (H18.10.1~導入)

適用工事:予定価格が概ね5億円以上の工事で、極めて技術レベルが高く標準積算適用が困難な工

事。ただし、5億円未満の工事であっても、発注者が必要と認めた場合は適用すること

ができる。

改正

評価項目:同種工事の実績、配置技術者の経験の他、総合的なコスト縮減、工事目的物の性能・機

能の向上、社会適用性への対応 ・公害防止対策・リサイクルの推進等

落札者の決定方法:次式による評価値が最も高い者を落札者とする。 加算方式:評価値(100点)=価格評点(60)+技術評点(40)

・ 平成17年4月の「品確法」の施行に伴い、本県においては平成18年4月から簡易型の導入を 行ったところであるが、より技術力が求められる標準型・高度型を導入する。

・ 標準型・高度型の学識経験者からの意見聴取は外部の学識経験者とし、それぞれ国の機関の職員、 大学の教授をもって充てる。

1-1 総合評価方式(簡易型)の一部改正 (H18.10.1~)

現行 「宮城県建設工事総合評価落札方式(簡易型)の手引き」を運用している。

「宮城県建設工事総合評価落札方式(簡易型・標準型)の手引き」に改正する。

「手引き」の文言の修正及びわかりやすい表現への改正をおこなう。

・ 簡易型については、平成18年4月から実施してきたところであるが、総合評価算定基準の運用 等において一部改善が必要となったことから、「宮城県建設工事総合評価落札方式の手引き」の改正 を行う。

2 建設工事における低入札抑止対策を導入する。(H18.10.1~)

現行 履行能力確認調査により対応している。

改正調査基準価格を下回る価格で落札したものとの契約締結は、次のとおりとする。

現 行 改 正

前払金の縮減10分の4以内10分の2以内に改正する。契約保証金の引き上げ10分の10以上100分の30以上に改正する。

・ 本年度の7月末時点での低入札案件数が4割を超え、昨年度を10ポイント以上上回る状況となっており工事品質の確保が懸念されるため、低入札抑止対策として前払金と契約保証金を見直す。

3 建設工事における入札ポンド制度を導入する。(H18.11月以降)

現行 入札保証金を免除している。

改正 入札保証制度の体系を活用し、入札保証金の納付を原則化した上で、入札ポンド (入札

参加者に対して、金融機関等による審査・与信を経て発行される、契約保証の予約的機能は大きなできる。

能を有する証書)の提出でも可とする制度を導入する。

【 宮城県 】

対象工事:一般競争入札工事 大規模な工事から段階的導入

3億円以上の工事

平成18年11月以降公告工事

入札ボン:損保の入札保証保険

ドの種類・金融機関の入札保証

金融機関・保証会社の保証の予約ただし、現金、国債その他有価証

券の提出可

付保割合:5/100

【 国(予定) 】

一般競争入札工事

大規模な工事から段階的導入

7.2億円以上のWTO対象の一般土木工事

平成18年10月下旬以降公告工事

損保の入札保証保険金融機関の入札保証

金融機関・保証会社の保証の予約

ただし、現金、国債その他有価証

、券の提出可

5 / 1 0 0

・ 入札ボンド制度については、企業経営が懸念される建設業者の入札参加への排除を図るため、金 融機関等の審査能力を活用した「履行保証予約」で、不良不適格業者の参入抑制と倒産リスク回避 機能、下請企業保護の観点から導入する。

4 施工体制事前提出方式 (オープンブック方式)の改正を行う。(H18.10.1~) (一般管理費の数値的判断基準の導入)

現行 一般管理費 数値的判断基準 なし

改正 一般管理費 設計一般管理費×0.35未満 失格

・ 平成18年2月に施工体制事前提出方式(オープンブック方式)における調査基準価格等の改善や同年4月には総合評価落札方式の導入を図ったが、落札案件の中に一般管理費が極端に少ない経費を計上した応札が発生しており、建設業者の健全な経営の確保と、ひいては工事品質の確保や労働者へのしわ寄せが懸念されることから、新たに一般管理費の失格判断基準を導入する。

5 建設業法違反容疑等のある業者の取扱いについて (H18.10.1~)

現行 建設業法違反容疑等のあることをもって契約回避はできない。

改正その者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合は、

調査を行った上で、落札者としないことがある。

・ 公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められる場合には、 建設業法違反等に基づく指名停止処分を待たずに、履行能力確認調査の中で調査対象者が建設業法 違反容疑等を自ら認めた場合は、落札者としないこととする。

6 建設工事における配置技術者の取扱いについて (H18.10.1~)

現行 同一の配置技術者で複数の工事の落札(候補)者となり、技術者を配置できない場

合には、指名停止処分を受けることがある。

改正 一定の条件下では、指名停止処分を行わないこととする。

同一技術者をもって入札参加が可能となる所要日数(公告日間隔)

区分	改 正 前	改正後
総合評価落札方式	4 9 日後	一の工事の開札日後の入札公告日の
通常型一般競争入札	3 2 日後	他の工事に応札可(約25日後)

・ 総合評価落札方式の導入により、配置予定技術者の拘束期間がこれまでの通常型一般競争入札に 比べ約17日長くなったことから、一の工事の開札日後の入札公告日の他の工事に同一配置技術者を もって参加した場合において、一の工事を落札したことにより、他の工事へ配置することができなく なったときは、入札参加者が入札参加条件を満たさなくなった旨を報告することにより、指名停止は 行わないこととする。